

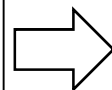
県税の納税証明書請求に係る 「本人確認」についてのお知らせ

本県では、本人になりすまして不正な目的で納税証明書の請求や受領を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、納税証明書請求に係る「本人確認」をより厳格に行うこととします。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

納税証明請求時に提示していただく「本人確認書類」については、以下のとおりです。

A 顔写真付き公的証明書

マイナンバーカード 運転免許証 旅券(パスポート)
住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、療育手帳、
精神保健福祉手帳(顔写真付き)
税理士、行政書士、弁護士、司法書士の証票等の証明書(顔写真付き)、
外国人登録証明書 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許証
猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 無線従事者免許証 電気工事士免状
特種電気工事資格者認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証
航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書 教習資格認定証
動力車操縦者運転免許証 宅地建物取引士証
警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
敬老・友愛パス(鹿児島市の場合) 等

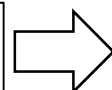


Aから1点

又は

B 顔写真なし公的証明書

住民基本台帳カード(顔写真なし) 精神保健福祉手帳(顔写真なし)
税理士、行政書士、弁護士、司法書士の証票等の証明書(顔写真なし)
国民健康保険 健康保険 船員保険
介護保険又は後期高齢者医療の被保険者証 共済組合員証
国民年金手帳 共済年金又は恩給の証書 各種医療受給者証
母子健康手帳 生活保護受給者証



Bから2点

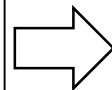
又は

C その他の身分・資格を確認できる書類

Bに掲げる書類を除く、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書(顔写真なし) 学生証(顔写真付き)

自動車税種別割以外の県税の納税通知書や領収書
金融機関のキャッシュカード又は預貯金通帳 クレジットカード
国税・地方税の納税通知書や領収証 診察券

「C」については、写しをとらせていただきます。



BとCから
それぞれ1点

⚠ Cの2点提示は不可

- ※ 会社の代理人として請求する場合、顔写真・住所及び社章(印)が記載された従業員(社員)証がある場合は、「A」に、ない場合は、「C」に代えることができます。
- ※ いずれも有効期限のあるものは有効期限内のもの及び氏名、住所等が最新の情報に更新されているものに限りします。
- ※ 本人確認書類については、番号等を控えさせていただきます。また、書類の写しをとらせていただく場合があります。
- ※ 平成27年10月以降に総務省から郵送されたマイナンバーの「通知カード」は本人確認書類として用いることはできません。